



○ **法改正などのお知らせ** 皆さんこんにちは。パートタイム労働法の改正について、お知らせします。

**【1】パートタイム労働法の改正のポイント（来年の平成27年4月1日スタートです！）**

- ・「仕事の内容」と「人事異動等の人材活用の仕組み」が正社員と同じであるパートタイマー（＝短時間労働者）を、正社員と比べて差別的な取り扱いをしてはならない（有期雇用であっても）。
- ・正社員とパートタイマーの仕事内容や人事面等は違いがないのに、待遇（賃金、福利厚生等）が違うのは不合理なので、その点を十分に考慮して待遇などを決めること。
- ・雇入れ時に「賃金制度」「教育訓練、福利厚生制度の利用の機会の有無」「正社員転換制度の有無」等の措置について、パートタイマーに説明する。
- ・パートタイマーからの相談体制の整備をする（相談担当者は社長でも職員でも可）

**【2】パートタイム労働者の雇用管理の好事例について**

厚生労働省のホームページに「製造業、小売業、訪問介護業」のパートタイムの労務管理について積極的に取り組んでいる企業の実例がたくさん記載されています。業種に関わらず参考にできる部分があると思います。ぜひ参考になさってください。（私も事例集作成に携わらせて頂きました）URLは以下の通りです。  
<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/management/index.html>（「パート労働ポータルサイト」で検索したのち「パートタイム労働者の雇用管理改善のために」のボタンをクリックしても閲覧できます。



## ことばの花束

子曰く「君子は能くすること無きを憂う。人の己を知らざるを憂えず。」

（冊子「かなろんご100」より）

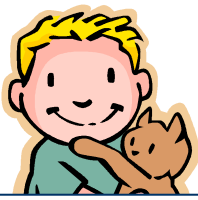
お盆に日本最古の学校といわれる足利学校を訪れ、孔子の論語を読む機会がありました。上記には、次のような解説がありました。「孔子先生は言った。『学問も人柄も、ともにすぐれた君子と言われる人物は、自分自身に能力がなく、実力のないことを、思いなやむものだ。逆に他人が自分の能力や実力を理解してくれなくとも、思いなやむことはないのである』」。スポーツ選手がインタビューで「ライバルは自分自身」と答えているシーンが浮かびました。



## ～ちょこっとコラム～

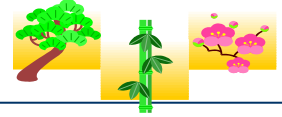


8月後半に埼玉中小企業家同友会の埼玉地区・東部地区の合同例会（勉強会）で、豚肉の生産・加工・販売のすべてを自社で行っているサイボクハム（埼玉県日高市）を訪問し、笹崎静雄社長の講演を聞きました。示唆に富む様々なお話がうかがえたのですが「変わって良いものと変わらないほうが良いものがある」「自噴力（他者頼みではなく自らの力で事業を創造し切り開いていく）」などの言葉が強く心に響きました。「体に良いものを食べてもらいたい」「人の役に立つことをしたい」という思いで事業を進められてきたとのこと。日高市のサイボクハムは、畜産物・農産物の販売所、レストラン、温泉施設等がありますが、人が健康で長生きできるようにという思いを形にしたのが、それらの施設とのことでした。家族や友人と、又はおひとり様でも楽しく過ごせる場所だと思うので、機会がありましたら、ぜひ、立ち寄ってみてください。



# 働く人の法律問答

… 派遣労働者の受け入れ期間とは？ …



**マツ社労士は、タケ社長からこんな質問を受けました。**

**タケ社長**：最近大きな仕事を受注して急きょ人手が必要になったので、派遣会社から派遣労働者を派遣してもらうことにしました。初めて派遣労働者を受け入れることになるのですが、労務管理上、どんなことに気をつければよいですか？

**マツ社労士**：具体的には、どのような仕事をしてもらう予定ですか？また、何人くらい派遣してもらう予定でしょうか？

**タケ社長**：3人の派遣労働者を3か月派遣してもらい、当社の製造部門の部品組み立て業務に就いてもらう予定です。3か月経過後に派遣を継続するかどうかは業務量で判断しようと思っています。

**マツ社労士**：まず、派遣労働者が携わる業務が「①派遣の受け入れ期間に上限のある業務」「②繰り返し派遣労働者を受け入れることができる業務」のどちらに該当するか派遣先・派遣元双方で確認します。②は、専門性を必要とする「26の業務」に限られていて、一例として事務用機器操作などがあります。部品の組み立て業務は、一般的に①に該当します。①は、派遣労働者の受け入れができる期間は原則1年間で、受け入れを継続したい場合は、タケ社長の会社の従業員代表の人に意見を聞くことで、最長3年まで延長することができます。

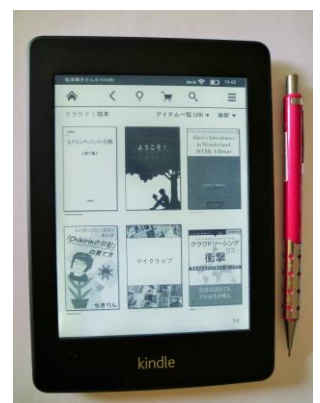
**タケ社長**：派遣労働者の受け入れ期間に上限がある業務とない業務があるのはなぜですか。

**マツ社労士**：派遣労働者の受け入れは、本来「臨時的なものであるべき」という考え方が派遣法の背景にあります。専門26業務については、専門性を必要とする業務のため、派遣先にその業務ができる人がいない、あるいは少ないだろうという考えから、例外的に、受け入れ期間についての制限を設けず、繰り返し派遣できることになっています。

**タケ社長**：今回来てもらった派遣労働者について3か月契約を更新した場合に、法律上、最長でいつまで派遣してもらえるのか、派遣会社と話し合っておきます。よくよく考えてみると、雇用責任は派遣会社にあるけれども、実際に働くのはうちの職場、というのは労働者派遣特有のことだし、法律も複雑そうですね。随時、派遣会社やマツ社労士に聞きながら進めていくことしよう。

## 【編集後記】

最近、外出時に持ち歩くグッズとして、お財布、携帯電話、仕事道具一式の他に電子書籍のkindle（キンドル）が加わりました。kindle本体やパソコンで、購入したい本を探し、購入ボタンをクリックすると本のデータがダウンロードされ、すぐにkindle本体で読み始めることができます。紙の本のページをめくる感覚が好きだし、画面をタッチしてページをめくる方法に慣れるかなあと考えていましたが、すぐに慣れて外出時の携帯品グッズの仲間入りに。「今日の移動時間に読む本は、どれにしよう？」と考える30秒くらいの時間が省略できているかも（ダウンロードした電子書籍がすべてkindle本体で読めます）。紙の書籍とkindle、それぞれの良さを感じつつ、読書の秋を過ごしたいと思っています。



私のkindleです